

市民部

## 斎場の再編及び整備の方針について

市民部市民生活課

### 平成 23 年度スプリングレビューの要旨

稼働率を上げることが検討するとともに、斎場の拡張や統廃合を進めるため、庁内検討委員会を開催する。

- ・ 浜松斎場の稼働率を上げることの取組について

平成 22 年度までは、1 日最大 22 体の火葬を行っていたが、平成 23 年度に、火葬炉耐火物・排気設備（1 系統目）改善工事を実施したことにより、1 日最大 24 体の火葬を行えるようになった。平成 24 年度は、火葬炉耐火物・排気設備（2 系統目）改善工事を実施し、1 日 26 体の火葬を行う体制を目指す。

なお、25 年度以降は、火葬炉の大型化改修、拾骨室の増設を行い、1 日 28 体を目指す。

- ・ 斎場の拡張や統廃合を進めるための庁内検討委員会の内容について

庁内検討委員会を開催し、各斎場の整備について、具体的な検討をする。

主な内容

[ 斎場再編・整備方針 ]

原則として、現有施設は、耐用可能な限り使用することとし、浜北斎場などの整備拡張について検討を進める。

[ 施設運営について ]

斎場施設稼働率の平準化を図る。（葬祭業者へ浜松斎場から浜北斎場、雄踏斎場への利用を引き続き要請する。）

火葬料金の見直し（受益者負担の考え方から、死亡者が死亡当時に浜松市民であった場合の火葬料の有料化について検討する必要がある。）

指定管理者制度の導入（24 年度から、稼働率の高い浜松・浜北・雄踏斎場に導入した。その他の斎場についても、導入後の状況を見極めながら検討する。）

< スプリングレビュー資料 >

市内7斎場施設の概要

区 分	浜松斎場	浜北斎場	雄踏斎場	三ヶ日斎場	天竜斎場	春野斎場	佐久間・水窪斎場	
供用開始日	S47.12.1	H18.4.1	H7.4.1	S62.3.1	S49.5.7	S47.4.1	S60.4.17	
経過年数	39年	6年	17年	25年	38年	40年	27年	
火 葬 炉 数	普通炉	12基(190)	-	-	2基(190)	-	-	1基(186)
	大型炉	2基(200)	4基(210)	3基(200)	-	1基(230) 2基(200)	2基(220)	1基(200)
	ペット	2基	1基	1基	1基	-	-	-
拾骨室	2室	1室	1室	-	-	-	1室	
運営の1日 最大火葬数	24体	6体	5体	4体	4体	3体	2体	
年間火葬数 H23年度 (H22年度)	5,044体 (5003体)	997体 (896体)	848体 (788体)	199体 (213体)	403体 (378体)	96体 (92体)	171体 (157体)	
火葬数/日 H23年度 (H22年度)	16.6体 (16.4体)	3.3体 (2.9体)	2.8体 (2.6体)	0.7体 (0.7体)	1.3体 (1.2体)	0.3体 (0.3体)	0.6体 (0.5体)	
式場等	洋室1		洋1・和1 (待合兼用)					
建物構造	火葬棟：鉄 筋コンクリ ート平屋建 斎場棟：鉄 筋コンクリ ート地下1 階地上3階	鉄筋コンク リート平屋 建（一部鉄 骨2階建）	鉄筋コンク リート地下 1階地上2 階	鉄筋コンク リート平屋 建	鉄筋コンク リート平屋 建 (トイレ、 第1待合室 は木造平屋 建)	火葬場：鉄 筋コンクリ ート平屋建 待合室：木 造平屋建	鉄筋コンク リート平屋 建	
駐車場	バス6台 自家用車 27台	バス4台 自家用車 50台	バス2台 自家用車 32台	自家用車 6台	バス2台 自家用車 15台	自家用車 20台	自家用車 19台	
火葬業務	指定管理	指定管理	指定管理	委託	委託	委託	委託	
敷地 (㎡)	7,941	14,094	2,742	1,193	1,742	1,375	920	

火葬炉の( )は棺の大きさ(単位cm)可能なもの。普通炉はそれ以下のもの。

## はままつ夢基金の今後のあり方について

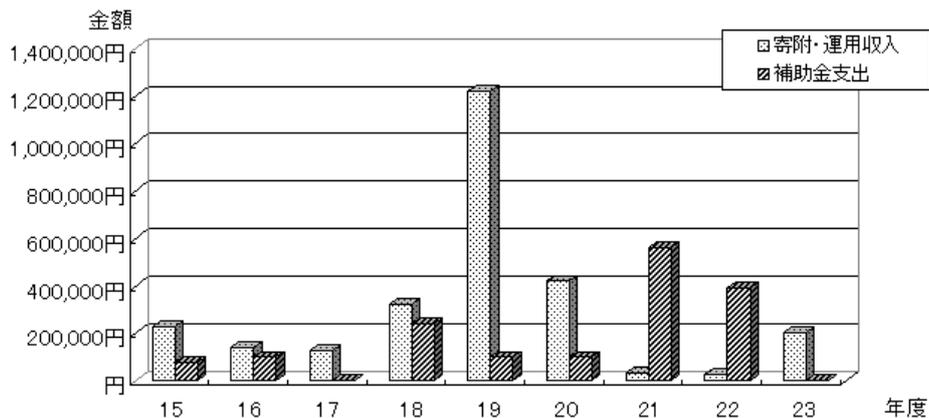
市民部市民協働・地域政策課

### 1 現状

浜松市市民協働推進条例（平成 15 年 4 月施行）により、市民、市民活動団体及び事業者が市民協働の核となる市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を目指すため、市民協働推進基金（愛称：はままつ夢基金）を設置。基金への寄附金を財源として市民活動団体への助成を行う。

平成 24 年 3 月末現在基金の残高 : 1,159,148 円  
 平成 23 年度中受入寄附金 : 4 件 200,630 円  
 平成 23 年度の補助金申請件数 : 0 件

（寄附・運用収入と補助金の比較）



### 市民公益税制の改正

- ・個人が特定の NPO 法人等へ助成することを希望して都道府県又は市町村に寄附をした場合も、ふるさと寄附金に該当することが明確化された。（平成 22 年 12 月 17 日付総務省自治税務局市町村税課長通知）
- ・平成 23 年 6 月に認定 NPO 法人等に対する寄附金に係る特別控除が創設され、寄附金控除額の拡充が図られた。
- ・認定 NPO 法人の認定要件の緩和や仮認定 NPO 法人制度の導入も図られ、平成 24 年 4 月 1 日からは、認定事務の地方移管が行われた。（浜松市も所轄庁として認定事務を実施。）
- ・地方税について、一般の NPO 法人に対する寄附金であっても、都道府県又は市町村が条例で指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるようになった。（現在浜松市での条例指定はなし。）

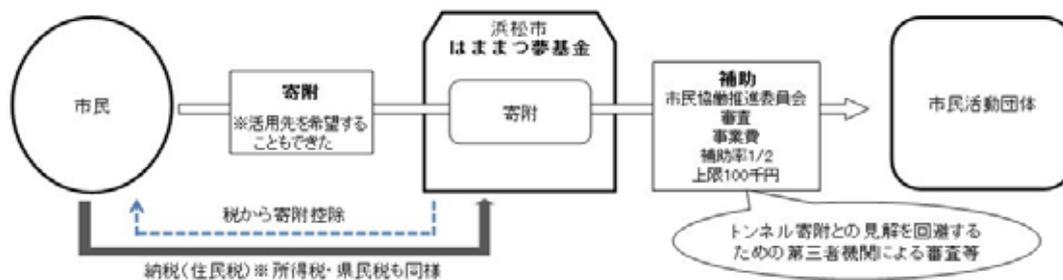
### 2 課題

新しい公共の担い手としての NPO 法人への期待の高まりを背景に、平成 23 年 6 月に大幅な市民公益税制の改正が行われた。法改正により、NPO 法人が寄附を集めやすい環境に整備されたことを踏まえ、今後の基金のあり方を再構築する。

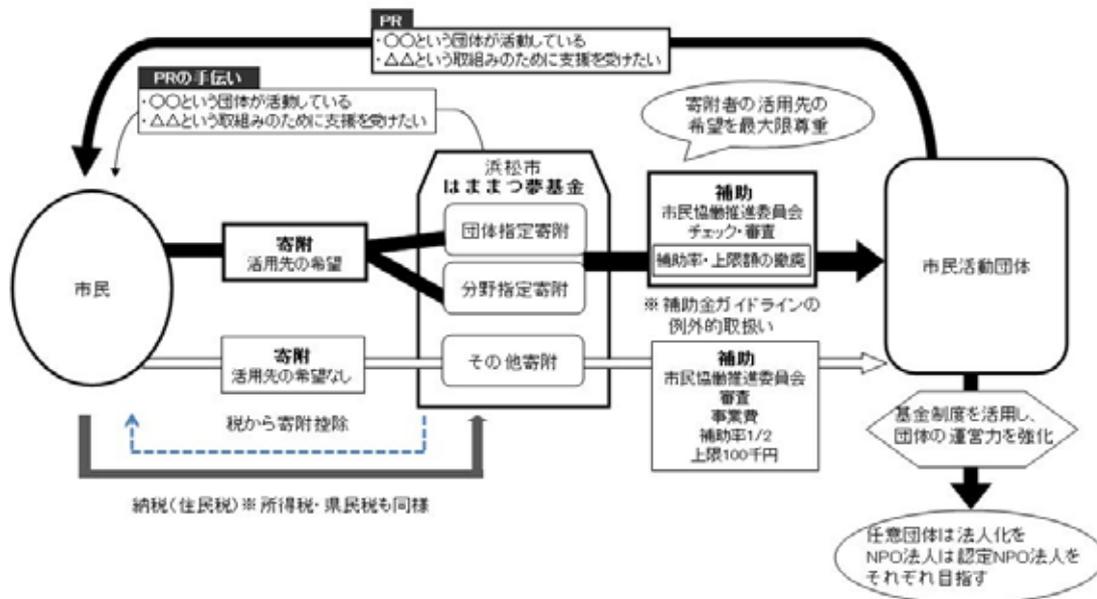
### 3 課題解決に向けた今後の方向性

- ・ 寄附者が用途を指定した寄附については、寄附者の意向をできる限り尊重し、指定した内容が活かされる制度として再構築する。(団体指定補助及び分野指定補助の補助率の撤廃。)
- ・ 基金への寄附を増やすために、NPO 法人等の活動内容をより明確に示し、寄附者が寄附をしたくなるような環境を整える。
- ・ 基金制度の再構築の際には、附属機関である市民協働推進委員会で審議を行う。
- ・ 市民活動団体や NPO 法人等の運営力の強化や、団体としての活動のレベルアップを図り、自立的に事業を展開していくための成長支援策とする。
- ・ 法改正等の環境の変化を受けることにより、団体への直接的な寄附が増加した場合は、制度自体の廃止も含めた見直しを行う。

(現行)



(改正後)



## 地域力向上事業の再編について

市民部市民協働・地域政策課

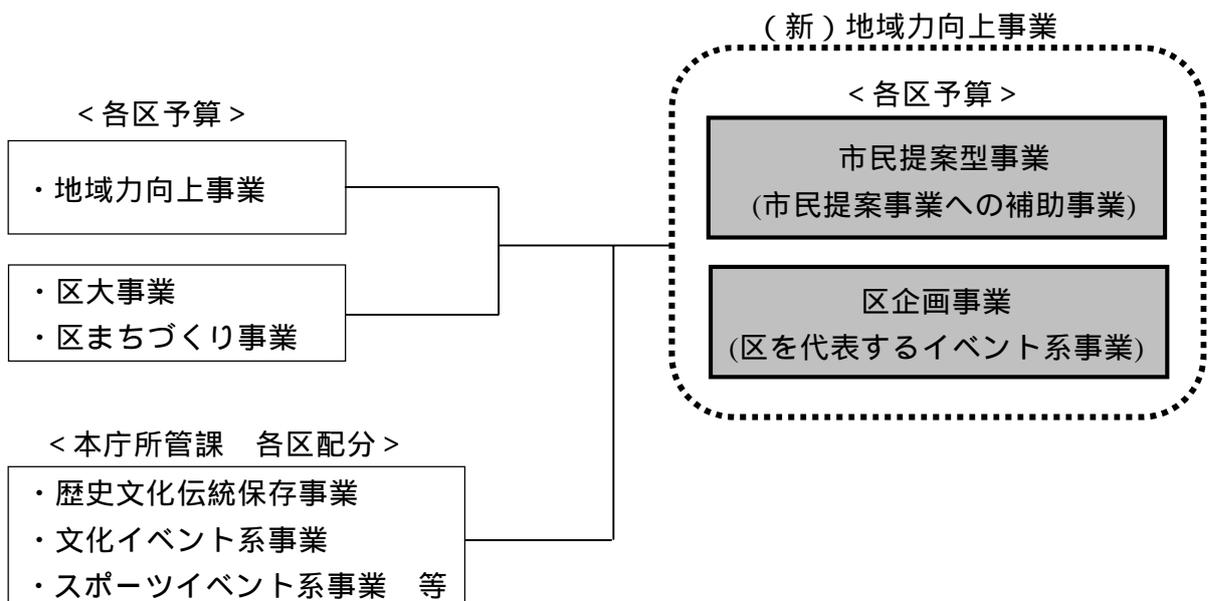
### 1 現状と課題

- ・地域力向上事業は、「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」・「区企画事業」として平成 22 年度から各区において実施しており、平成 24 年度で終期を迎える。
- ・地域力向上事業、区まちづくり事業、花火大会などの区大事業など地域団体等との協働により実施している同種事業が混在化しており、整理する必要がある。
- ・市民協働・地域政策課、文化政策課、スポーツ振興課、生涯学習課等が予算化し、区の固有事業として継続実施しているソフト事業についても整理する必要がある。

### 2 課題解決に向けた今後の方向性

- ・(新)地域力向上事業を市民提案型の事業と区が企画・立案し事業実施する 2 種類の複合型の事業として平成 25 年度から実施する。
- ・区まちづくり事業及び区大事業を整理し、区を代表する事業や全市的な知名度がある事業を(新)地域力向上事業のうちの区企画事業に再編し、実施していく。
- ・市民部各課で予算化し、各区へ配分して事業実施している地域固有のソフト事業についても、事業の支援のあり方を所管課と調整し、(新)地域力向上事業に再編する。

### 3 再編概略図



## 鴨江別館の利活用について

市民部 文化政策課

### 1 目的

創造的人材による文化芸術の創造、発信、交流の場として、市民に広く開かれた活動拠点を創出するため、鴨江別館を（仮称）鴨江アートセンターとして設置する。

### 2 経緯

- ・平成 20 年 10 月  
鴨江別館を保存し、ギャラリー、創作活動の場としての活用を決定（市政運営会議）
- ・平成 22 年 3 月～平成 23 年 2 月  
耐震工事ならびに外装、内装等の改修工事を実施
- ・平成 24 年度  
ギャラリー設備用の建築、電気工事等を実施予定
- ・平成 23 年度～平成 24 年度  
試験的施設利用（作品展示、作品制作の長期使用等）とその検証

### 3 管理運営方法

施設の目的を効果的に達成し、民間活力とノウハウの活用を図るため、指定管理者による管理としたい。

#### 主な施設機能

- 1 階 展示室・交流スペース
- 2 階 アーティストの工房・展示室
- 3 階 会議室・工房

アーティストや文化芸術関係者との調整、アーティストインレジデンス（制作に関する長期使用）の募集及び事業の企画などを担うアートコーディネーター 1 名を据え、アート制作の場の提供、情報発信、ワークショップ、展示会などを実施する。

# 鴨江別館の活用について



## 主な施設機能

- 1階 展示室・交流スペース
- 2階 アーティストの工房・展示室
- 3階 会議室・工房



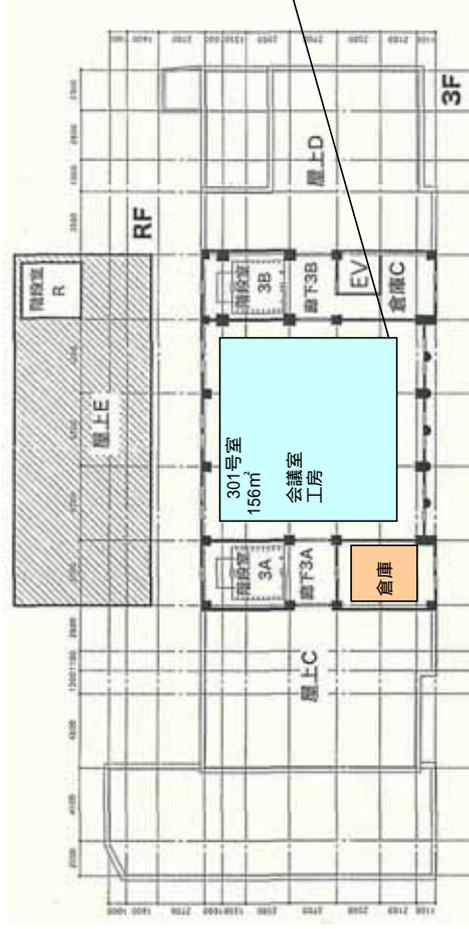
201 展示室



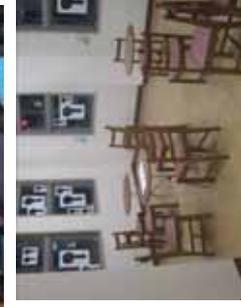
202 工房



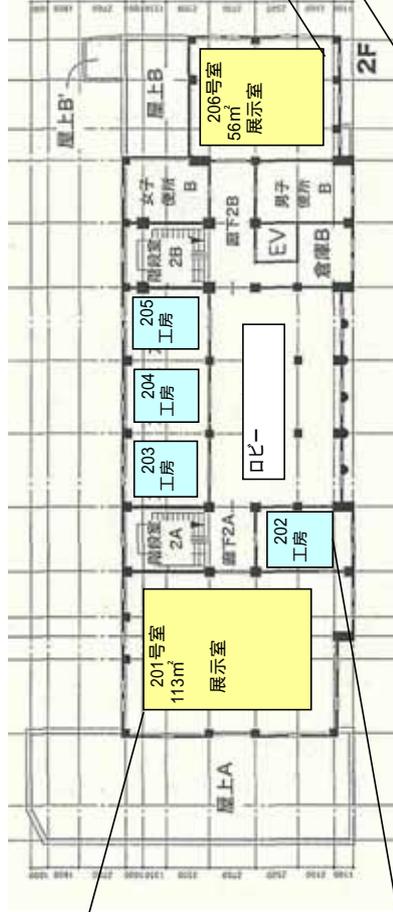
101 展示室



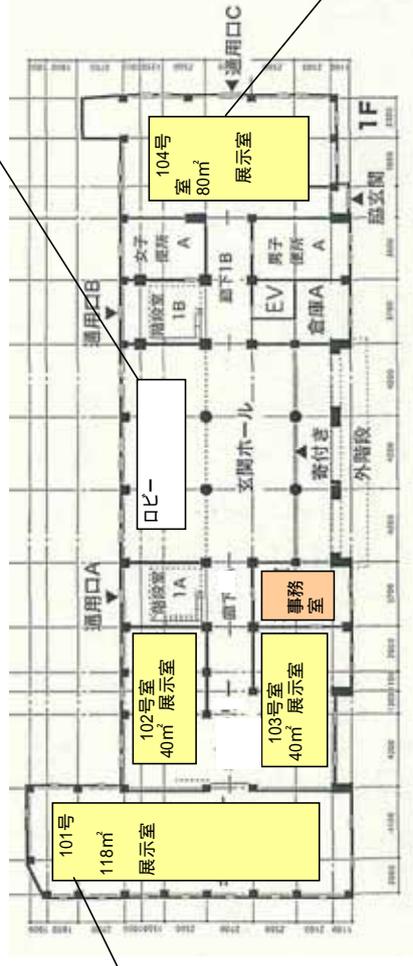
301 会議室 工房



206 展示室



ロビー



104 展示室

## 包括型地域コミュニティ組織に対する一括交付金制度の構築について

市民部市民協働・地域政策課

### 1 現状と課題

- ・地域には自治会等の地縁による団体や、社会福祉協議会等の特定の目的を持った団体等が相互に連携を取りながら活動しており、これらの団体の多くには市の各課から補助金・委託料・報償金等が支出されている。
- ・地域活動団体については、少子高齢化や都市化の進展により活動の担い手の高齢化・固定化が進んだり、団体役員の重複や団体間での連絡・調整が不十分となるなどの弊害も見受けられるようになった。限られた地域資源を有効活用し、組織運営の無駄を省くために地域団体の再編が重要となっている。
- ・「新しい公共」の考え方により、行政と市民の役割分担の見直しが必要である。地域の課題は、可能な限り地域が自ら解決することが望まれる。
- ・地域団体に対する支出の窓口を市と地域がそれぞれ一本化することで互いの事務を簡素化することができる。予算が限られている中で上記の変化に対応した支出の仕組みの再構築が必要である。

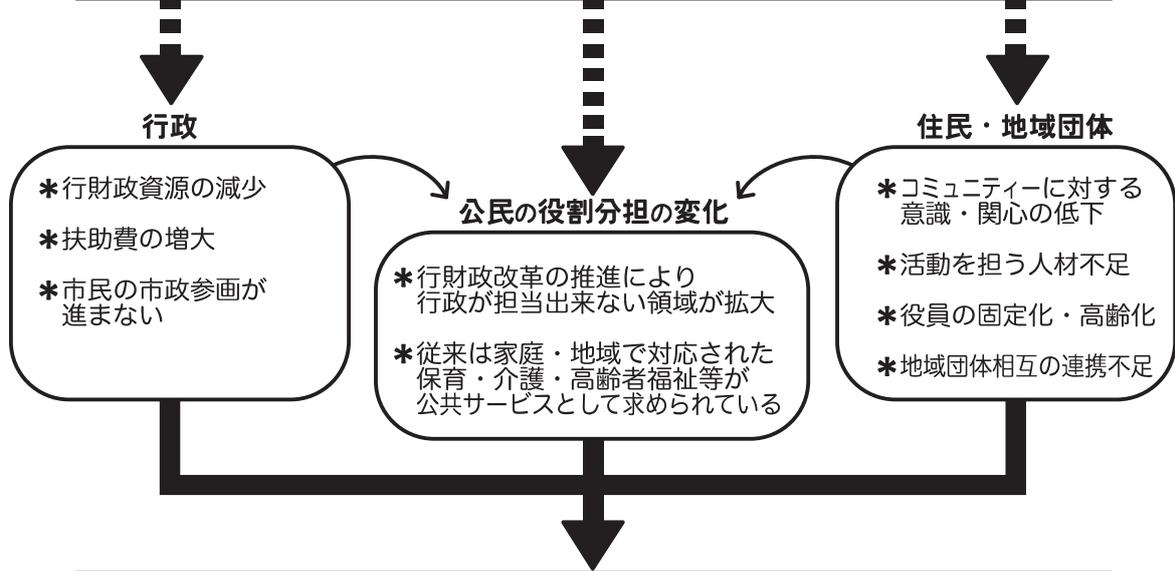
### 2 課題解決に向けた今後の方向性

- ・地域社会を担う多様な団体が参加する包括型地域コミュニティ組織（（仮称）地区コミュニティ協議会）の設立を支援する。これは、地区自治会連合会を組織の核とし、当該連合会の活動エリアで活動する諸団体が参加し、地域の課題について協議をし、後述の一括交付金の受け皿となって課題解決のための事業を実施する組織である。
- ・地区の諸団体に支出している補助金・委託料・報償金などを統合し、一括交付金として（仮称）地区コミュニティ協議会に支出する。交付金の用途は基本的には協議会の裁量にまかせ、協議会は地域の実情にあった金額配分で事業を実施する。
- ・地域に密接な区役所及び協働センターのコミュニティ担当職員を（仮称）地区コミュニティ協議会の担当者とし、設立・活動の支援や交付金に係る事務等を行い、地域住民との協働による地域づくりを一層進める。
- ・将来的には協働センターの管理運営を（仮称）地区コミュニティ協議会に委託または指定管理で実施する。

### 3 今後の予定

- ・現行の補助金等担当課及び地域活動団体と調整を進め、条件が整い次第、平成25年度を目途に交付金制度を開始する。
- ・（仮称）地区コミュニティ協議会については自発的・自主的な設立とするため、全地区での設立までは、現行の補助・委託等の制度を並立させる。

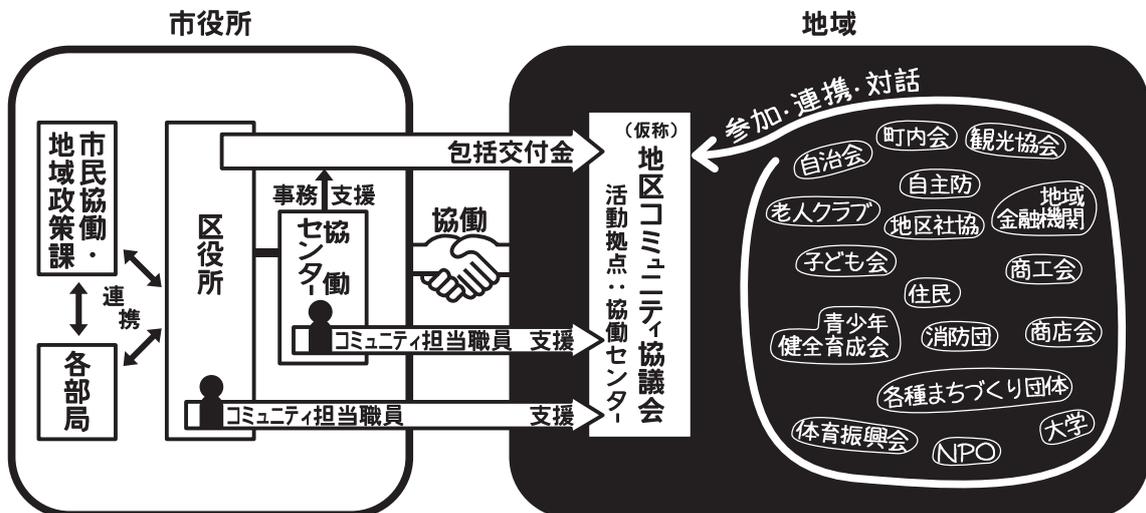
少子高齢化・人口減少・合併による市域拡大・地方分権・男女共同参画



地域の多様な主体が行政と協働しながら地域課題を解決していく  
**新しい公共空間の形成**  
が必要

**目指す方向**

- \* 地域社会を担う多様な団体が参加する包括型地域コミュニティ組織の設立支援
- \* 地域の諸団体に支出している補助金・委託料・報償金等を統合した一括交付金制度の構築
- \* 協働センターを地域活動の拠点としコミュニティ担当職員による支援



## 配偶者等からの暴力に関する相談支援体制の構築

(仮称) 浜松市DV相談支援センターの設置について

市民部ユニバーサル社会・男女共同参画推進課

こども家庭部子育て支援課

### <現状と課題>

- (1) DV相談件数はここ4年間で1.5倍増加し、相談内容も複雑多様化している。
- (2) 市民アンケート(平成23年度)では、配偶者等からの暴力を受けた女性が約2割おり、「いつでも相談にのってくれる相談窓口」を必要な支援としている。また、DVの知識や相談窓口、保護を受けられることを知らない事例もあることからDVについての理解を深めるための広報啓発を行う必要がある。
- (3) 市民の身近な区役所(家庭児童相談室)で相談から一時保護、自立にむけての支援や、男女共同参画推進センター等で相談支援を実施しているが、相談窓口は平日(緊急の場合は対応)のみとなっている。また、西・南・北・天竜区に婦人相談員が配置されていない。
- (4) 平成19年度に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、市町村に配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす努力義務が明記された。それを受け内閣府では、DVの防止と被害者支援として平成27年度までに100か所の設置を目標としている(平成25年度までに本市を含めて13政令市が設置済みとなる)。  
また、平成23年度から実施している浜松市DV防止・支援基本計画の中で、配偶者暴力相談支援センターの設置について検討することとしている。

### <課題解決に向けた今後の方向性>

- (1) 配偶者等からの暴力に関する相談支援体制の構築は、各区役所(家庭児童相談室)で実施している婦人相談業務を継続し、(仮称)浜松市DV相談支援センターとともに配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすものとする。
- (2) (仮称)浜松市DV相談支援センターでは、専用電話を設け、市民が安全に迷わず相談できる身近な窓口として、被害者の潜在化を防ぎ、次のステップに繋ぐ。
- (3) (仮称)浜松市DV相談支援センターはユニ・男女課の分室とし、区家庭児童相談室と連携して「DV被害者の立場に立った切れ目のない支援」を目指す。

### <所管課の考え方>

- ・ 既存の区役所(家庭児童相談室)業務を活かし、新設する(仮称)浜松市DV相談支援センターと連携することで、配偶者暴力相談支援センター体制を構築する。
- ・ 庁内外の関係機関との連携のため、他部署の職務経験を活かせる常勤の専門職員を配置する。
- ・ 指定管理のメリットを活かした相談時間、曜日の拡充、その後の支援策等への連携を図る。